第13期市民意見広告

集団的自衛権は戦争への道未来への責任、9条実現

戦争のできる国への準備がすすんでいます

になる前の最後の憲法記念日になるかもしれません。きょう、2014年5月3日は、日本が戦争のできる国

に問われています。たちに何ができるか。今、その《未来への責任》が私たちをならべて戦争に加わるようなことにならないために、私をならべて戦争に加わるようなことにならないために、私「集団的自衛権」の名の下に、自衛隊がアメリカ軍と肩

閣議決定されました。そして今度は、これまでの が矢継ぎ早に進み、 障会議設置を始めとした戦時体制を思わせる一連の法整備 でさえ違憲とされてきた「集団的自衛権」 対を無視して特定秘密保護法が成立し、 昨年、 多くの市民や法律家、 4月1日には武器輸出 マスメディアなどの強 さらに国家安全保 の行使 三原則の緩 政 が |閣議で 以府解釈 い反 和が

反するだけでなく、国務大臣や国会議員に課せられた憲法は、《政府や国会が憲法に制約される》という立憲主義にその時々の内閣が都合のよいように憲法解釈を変えるの

の解釈変更だけで容認されようとしています。

の無用な緊張を生み出しています。という特異な歴史認識を持つ安倍晋三首相は、近隣諸国とした。それにもかかわらず、「侵略の定義は定まっていない」

による対抗は、 を調達する計画なども打ち出しています。こうした軍事力 額を決定しました。 海空自衛隊の一体運用と機動力強化を目指 全保障をめぐる環境が一層厳しさを増している」として陸 近隣諸国との緊張をあおりつつ、 政府は、この自ら招いた国際緊張を口実に 際限のない軍拡競争と緊張を招くだけです。 新型輸送機や無人偵察機、 強引な解釈改憲によっ 「我が国 水陸 防衛費 両 一の安 用 の増 車

とこそが最重要の政府の責務ではないでしょうか。くされています。これらの被災者の平和的生存権を守るこされ、13万人を超える人びとがいまなお避難生活を余儀なされ、0。一方原発事故によって福島では広大な土地が汚染て集団的自衛権の行使を可能にして、何を守るというので

9条の実現

る諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存は、永久にこれを放棄する」と定めたのは、「平和を愛する威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としてる成功とは武力の行使は、国際の発動たる戦争と、武力によ

尊重擁護義務を踏みにじるものです。

「集団的自衛権」 は戦争の口実です

ことを可能にしてしまうかどうか、大きな分岐点に私たち は立っています。 て位置づけられた自衛隊が、 「自衛のための必要最小限度の実力」と歴代政権によっ 海外で公然と武力行使をする

のです。

権とは、 衛のため警戒にあたる米国のイージス艦が攻撃を受けるか にすぎませんでした。 イギリスなどが参戦の理由に使ったような軍事介入の口実 もしれない」といった非現実的な想定を持ち出し、 自衛権行使を正当化しようとしています。その集団的自衛 安倍首相は、「日本近海の公海上において、ミサイル防 アメリカの アフガニスタンやイラク攻撃の 集団的 際に、

優先する社会への道です。 歩であり、 軍事力の行使を認めることは、 基本的人権を次第にむしばみ個人より国家を 戦争を可能にする重大な

軍拡より原発被災者の生存権保障を

私たちは69年前に終わったアジア・太平洋戦争で経験しま 国家の武力行使が人びとにどのような惨禍をもたらすか、

> この国民の平和への意志にもかかわらず、 ことを追求してきました。 米安保条約のもと、 を保持しよう(憲法前文)」とする決意に基づくものです。 自衛隊の増強と海外派兵を可能にする 9条の力を生かしていなかった 歴代内閣は、 H

の実現がいまこそ求められています。 の設置などに日本が積極的な役割を果たすためにも、 を活発にする政策を求めています。 しずめ善隣友好を基礎とした外交や、 前文と9条に示された日本国憲法の平 また、 諸国民どうしの交流 扣 軍縮や非核地帯 主義は、 緊張を 9 条

戦争のない未来へ

す。 を奪われる、 に、 政治を彼らに白紙委任したのではありません。 決める権利と責任は安倍首相にではなく、 れる戦争を再びおこしてはなりません。 権の容認を許さず、 与党が国会でどれだけ多数を占めていようと、 市民一人ひとりが行動を起こしましょう。 あるいはまた、 憲法の平和主義と立憲主義を護るため 他者の生命を奪うよう命じら 次 私たちにありま の世代の未来を 集団 若者が生命 私たちは 的 自 衛

各朝刊に掲載された第13期市民意見広告の主文です (本稿は、2014年5月3日「朝日新聞」全国版と「東京新聞」 の